



2018年5月11日

各 位

会社名 JXTGホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 内田 幸雄
コード番号 5020 東証・名証第1部
問合せ先 財務IR部IRグループマネージャー
日暮 達也
(電話番号 03-6257-7075)

監査等委員会設置会社への移行および定款変更について

当社は、本日開催の取締役会において、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決定いたしました。これに伴い、当社は、定款の一部を変更いたしますので、これらについて、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本移行および定款変更につきましては、2018年6月27日に開催予定の第8回定時株主総会において、承認を得ることを条件とします。当社は、2018年5月18日開催の取締役会において、本移行に伴う定款変更に関する議案を同株主総会に付議することを決議する予定です。

また、監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「役員等の人事異動について」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、取締役会の経営機能(経営の基本方針の審議・決定)および監督機能の一層の強化ならびに業務執行の機動性の更なる向上を目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。本移行によって、当社は、「経営・監督と業務執行の分離」を推進し、コーポレートガバナンスをさらに充実させるべく努めてまいります。

(2) 移行の時期

2018年6月27日開催予定の第8回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款変更

(1) 定款変更の目的

上記1.(1)のとおり監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、取締役への権限委任に関する規定の新設その他の所要の変更を行うため、定款を変更するものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日:2018年6月27日(予定)

定款変更の効力発生日:2018年6月27日(予定)

以上

【別紙】

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 <条文の記載省略></p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 執行役員</p> <p>(3) <u>監査役</u></p> <p>(4) <u>監査役会</u></p> <p>(5) 会計監査人</p> <p>第5条～第19条 <条文の記載省略></p> <p>第4章 取締役および取締役会ならびに執行役員</p> <p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、20名以内とし、株主総会の決議によってこれを選任する。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>2 取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>3 取締役の選任の決議については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 <現行どおり></p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 執行役員</p> <p>(3) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第19条 <現行どおり></p> <p>第4章 取締役および取締役会ならびに執行役員</p> <p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第20条 当社の <u>監査等委員でない</u>取締役は、20名以内とし、株主総会の決議によってこれを選任する。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、8名以内とし、株主総会の決議によってこれを選任する。</u></p> <p>3 取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>4 <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u></p> <p>5 取締役の選任の決議については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終</p>

時株主総会の終結の時までとする。

<新 設>

- 2 増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の報酬等)

第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。

第 23 条 <条文の記載省略>

(取締役会の招集)

第 24 条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第 25 条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議によってこれを選定する。

- 2 当会社は、取締役会の決議によって、社長1名を選定し、また、会長および副会長各1名を選定することができる。

第 26 条 <条文の記載省略>

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合にお

のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

<削 除>

(取締役の報酬等)

第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

第 23 条 <現行どおり>

(取締役会の招集)

第 24 条 取締役会を招集するには、各取締役に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第 25 条 当会社の代表取締役は、監査等委員でない取締役の中から、取締役会の決議によってこれを選定する。

- 2 当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から、社長1名を選定し、また、会長および副会長各1名を選定することができる。

第 26 条 <現行どおり>

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合にお

いて、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

<新設>

第28条～第29条 <条文の記載省略>

第5章 監査役および監査役会ならびに会計監査人

(監査役の員数および選任)

第30条 当社の監査役は、8名以内とし、株主総会の決議によってこれを選任する。

2 監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(社外監査役との責任限定契約の締結)

第33条 当社は、会社法第427条第1項の規

いて、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第29条～第30条 <現行どおり>

第5章 監査等委員会および会計監査人

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

定により、社外監査役との間で、社外監査役の会社法第 423 条第1項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(監査役会の招集)

第 34条 監査役会を招集するには、各 監査役に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(常勤監査役)

第 35条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の 監査役を選定する。

(監査役会規則)

第 36条 監査役会に関しては、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の決議によって定める 監査役会規則による。

第 37条～第 41条 <条文の記載省略>

<新 設>

(監査等委員会の招集)

第 31条 監査等委員会を招集するには、各 監査等委員に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(常勤監査等委員)

第 32条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の 監査等委員を選定する。

(監査等委員会規則)

第 33条 監査等委員会に関しては、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会の決議によって定める 監査等委員会規則による。

第 34条～第 38条 <現行どおり>

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

2018年6月開催の第8回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)と 締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。